

第廿六條 本聯同盟ニ出席セリトスハ營業組合ハ式ハ要旨モ有

第二十六條 本聯同盟ニ出席セリトスハ營業組合ハ式ハ要旨モ有

第二章 職務外職業

チハナス

第二十七條 職員ハ中央委員会ミ職務ミ行ふ事モ要ス  
第二十四條 中央委員ハ會員ト共ニ並帶有職ミ科ヤチハナス  
但ヘ津縫ミ職業ス

第二十三條 會員ハ本聯同盟ハ金錢出聯席ニ相輔齊集ニ端スル一  
袖ハシミ外職ス

第二十二條 本部ハ會員ハ謀ルミ受テ會務ミ職業ス、會員不存ヘ  
ニ基キ一回ハ會務ミ職業ス

第二十一條 會員ハ本聯同盟モ代表ミ大會又ヨ中央委員會ヘ失職  
中央委員ニ例テ宝ムハ祖ニ逃ハ

卅ミ中央委員ヘ選舉副處ミ人員並ニ種子聯婦ニ關スル財宝ハ

財團法人協調會大阪支所

- 一、本總同盟ノ主義、綱領規約ヲ 守スル事ヲ誓約スルコト
- 二、百名以上ノ労働者ヲ以テ組織セル労働組合タルコト
- 三、毎月定額ノ本部費ヲ納附スルハ勿論大會及ビ中央委員會  
ノ決議セル臨時費ヲ負擔シ且後日脱退シ又ハ脱退セシメ  
ラル、モ財産上何等ノ請求ヲナサザル事ヲ誓約スルコト
- 四、組合ノ名稱、會員數及ビ支部數、事務所所在地、創立年  
月日、組合役員ノ氏名及ビ住所、創立ニ至ル経過ノ内容  
等ヲ記入セル加盟申込書ヲ差出スコト

第二十七條 本總同盟ニ加盟スル事ヲ承任セラレタル組合ハ最初

ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス

一、其組合ノ名稱ノ冠頭ニ本總同盟ノ名稱ヲ用ヒ其組合員ハ

本總同盟ノ徽章ヲ佩用シ得ルコト

二、本則第十一條ニ定ムル所ニ從ジ代議員ヲ選出シ大會ニ派

遣シ得ルコト